

県内都市の将来像を審議する第210回群馬県都市計画審議会を開催します。

群馬県では、県内都市の将来像を決定するため、都市計画区域区分、都市計画道路の決定・変更等の審議を行う「都市計画審議会」を開催しています。

以下の日程により審議会を開催しますので、傍聴を希望される方は、審議会当日の9時45分までに群馬県庁29階 第1特別会議室までお越しください。

1. 開催日時 : 令和8年3月25日(水) 午前10時 開会
2. 開催場所 : 群馬県庁29階 第1特別会議室
3. 審議議案 : 1議案を予定(詳細は別紙)
4. 傍聴定員 : 5名

※傍聴者は原則先着順に決定しますが、午前9時30分の受付開始時において傍聴希望者が定員を超えている場合は抽選となります。また、午前9時45分までに来場されない場合、傍聴できませんので御注意ください。

なお、審議議案について群馬県都市計画審議会が当日に非公開と決定した場合には傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。

(前回の審議状況)



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第1号議案 高崎都市計画道路の変更(3・4・18号高崎前橋線の変更)について

3・4・18号高崎前橋線は、高崎市寺尾町を起点とし、高崎駅東口を経て、前橋市に至る延長L=8,390mの幹線街路です。

最新の将来交通量推計の結果に基づき、幅員を変更するものです。

【参考】「群馬県都市計画審議会」(設置の根拠：都市計画法第77条)

群馬県都市計画審議会は、都市計画法の規定に基づき設置された審議会であり、主に県が都市計画を定める場合に、その内容について調査審議する機関です。

都市計画は、将来の都市の姿を決定することになるため、都市計画を定めるときは、行政機関だけではなく、学識経験者や議会の議員、国の機関及び市町村の長などで構成される本審議会の調査審議を経ることとなっています。

『群馬県都市計画審議会』 <http://www.pref.gunma.jp/page/11474.html>